

## 総務常任委員会

1 開 議 令和4年3月2日(水) 午前10時00分

2 場 所 委員会室2

3 付議事件及び順序

- 日程第1 議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第2 議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第15号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第16号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第18号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第11 議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

## 総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	伊	賀		純		出席
	鈴	木		隆		出席
	斎	藤	光	浩		出席
	君	島	孝	明		出席
	高	崎	和	夫		出席

当 局	総 合 政 策 部 長	斎 藤 達 朗	出席
	政 策 推 進 課 長	磯 雅 史	出席
	総 務 課 長	渡 邊 和 栄	出席
	危 機 管 理 課 長	藤 田 友 弘	出席
	財 務 部 長	高 橋 一 成	出席
	税 務 課 長	山 下 部 恵 美 子	出席

事 務 局	藤 田 一 之	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、斎藤総合政策部長、磯政策推進課長、渡邊総務課長、藤田危機管理課長、今はいませんけれども、後から高橋財務部長が参ります。税務課からも山下部税務課長がおいでになります。

◎議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定について

○委員長（櫻井潤一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧湯津上村及び旧黒羽町の区域が過疎地域に指定されましたので、同法の規定により計画を策定するものであります。

詳細については、政策推進課長からご説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） それでは、私のほうから議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

本計画につきましては、初日会議の提案の説明もいたしました。ただいま部長からも申しましたとおり、令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、本市の一部、旧湯津上村、旧黒羽町の区域が過疎地域として指定され、これに伴いまして、これらの地域の人口減少を抑え、持続可能な地域づくりを目指すため、大田原市過疎地域持続的発展計画を策定したところでございます。本計画により、国から財政的な支援を受けるためには、本法の第8条第1項に規定されているとおり、議会の議決をいただく必要がございますので、本案を提案させていただいたところでございます。

それでは、本計画の概要について説明させていただきます。タブレット議案書122ページ、議案書補助資料の別添資料、大田原市過疎地域持続的発展計画概要を御覧ください。本計画は、1の基本的事項に始まり、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、これはちょっと別のページになりますが、から13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目の過疎地域持続的発展事業計画により構成されます。

まず、1、基本的事項におきましては、（1）におきまして、指定地域を旧湯津上村と旧黒羽町の地域とし、（2）、大田原市の概況では、タブレット123ページまでとなりますが、自然、歴史、社会、

経済、過疎の状況、さらに社会経済的発展の方向について記述しております。

タブレット123ページ、(3)、人口及び産業の推移と動向について、(4)、行財政の状況について、それぞれ現状や今後の見通しについて記述しております。

タブレット124ページに移りまして、(5)では、地域の持続的発展の基本方針といたしまして、四角の枠内です。13の基本的な方針を定めております。この方針につきましては、栃木県が令和3年8月に策定いたしました栃木県過疎地域持続的発展方針、この中で定めた大田原市における方針と同じものになっております。

(6)の地域の持続的発展のための基本目標では、3つの目標を設定いたしました。1つ目は、記載にありますとおり、人口に関する目標でございます。市では平成26年に大田原市人口ビジョンを策定いたしまして、2060年、令和でいいますと令和42年になりますが、2060年の人口6万人を維持するとしております。過疎地域におきましては、これに基づいた推計人口よりも、現在毎年度減少が大きくございまして、維持するとした人口を下回っている状況でございます。そこで、本計画では、令和7年における推計人口の目標値を人口ビジョンの目標としている、減少率が人口ビジョンでは毎年度2%近い形での減少にとどめるようにしているのですが、人口を2.1%減少の最終的に令和7年度に1万4,050人という人口目標を設定したところでございます。

2つ目は、平均所得と納税者平均課税所得に関する目標でございます。大田原市全体と過疎地域では平均課税所得について、これ所得割になりますが、1万円から1万1,000円の差で推移してきているところでございます。平均所得では毎年度乖離が大きくなってきております。これは過疎地域の人口構成にもよるものが大きいと考えてございまして、生産人口、若者の減少が影響しているのだろうと考えているところでございます。そこで、計画期間中に産業振興施策等により、令和7年の目標として、平均所得の差を15万円以内、課税所得の差を1万円以内に抑えることといたしました。

タブレット125ページに移りまして、3つ目は、市民意識調査に関する目標でございます。市では総合計画の見直しの際に、各施策の実効性を担保するために、5年に1度市民意識調査を実施しております。この調査項目に住み心地に関する設問を設けてございまして、令和2年度に実施いたしました調査では、大田原市全体では住みやすいと回答した割合は68.8%、過疎地域では63.1%で、5.7%の差が生じております。本計画では、この差を5%以内に抑えるという目標を設定したところでございます。

次に、(7)、計画の達成状況の評価に関する事項といたしまして、ただいま申しました3つの目標については、定期的に評価を行いまして、ホームページにより市民の皆様へ、そして市議会全員協議会において議会に対し報告するものとしております。

(8)の計画期間ですが、本計画期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としているところでございます。

(9)、公共施設等総合管理計画の整合につきましては、記載のとおりでございます。

以上が1の基本的事項になります。

続きまして、冒頭申しました2、過疎地域持続的発展計画事業でございますが、記載のとおり、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成からその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12の事業項目を設定しております。それぞれの項目におきまして、現状と問題点、その対策、さらにその対策に係る個

別具体事業計画、公共施設等総合管理計画との整合性について記述しているところでございます。

タブレット126ページからは過疎地域持続的発展計画事業を一覧にまとめたものとなります。12の事業項目ごとにそれぞれソフト事業、ハード事業を事業内容ごとに記載しております。事業名（施設名）の列です。そこに記載されている過疎地域持続的発展特別事業とありますが、これについてはソフト事業となります。個別の事業計画ごとのそれぞれの施策の方針と、あと事業計画の個別具体的な事業については、御覧いただきたいと思っております。

最後に、本計画による財政支援についてご説明いたします。各計画事業のうち、ハード事業につきましては、事業費の100%を過疎対策事業債として起債することができまして、一方、ただいま申し上げたソフト事業、過疎地域持続的発展特別事業のことであります。これにつきましては、限度額がございまして、本市におきましては、毎年3,500万円をソフト事業に充てるために起債をすることができます。これらハード、ソフト分の借入れにより生じた元利償還金につきましては、その70%が普通交付税の基準財政需要額に算定されることとなっております。

また、3の産業振興の事項の中で、産業振興促進事項として、製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業を営む者が取得した固定資産について、税制優遇措置を講ずることとしております。具体的には固定資産の課税免除となりますが、この課税免除した固定資産税の75%がこれも普通交付税で措置されることとなります。

以上、簡単でございますが、大田原市過疎地域持続的発展計画の策定について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 先ほどご説明いただいた人口の減少率ですが、ちょっと聞き逃がしてしまったのですが、2%の減少率というのは、これは年間の減少率ですか。そこだけちょっと確認させてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） お答えいたします。

年間2%の減少率でございます。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） 過疎地域のこの計画ですけれども、この計画は5年間ということで、今回この計画が示されたわけですが、これの途中の変更とか、そういうことはどんな感じになっているのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） お答えいたします。

今回計画した個別事業の内容について変更がある場合、例えば新たに事業をやることになりまして、ここに具体的事業名を追加したいというような場合については、計画、予算措置、予算措置をするだけで議会の議決を得る必要はないという総務省からの通知がありましたので、個別それぞれの予算に上げるまでには当然実施計画等に計上した上で、予算査定に行くわけですが、その予算に計上して議決さえされれば、予算が議決されれば問題ないと。その計画については追加した旨をホームページ上等で広く市民の皆様

お知らせすれば足りるというふうに総務省のほうから通知が来ております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） そうしますと予算措置ができればということであると、その予算措置ができなければ、もう計画は成り立たないという考え方に逆に考えるとそういうことになっていくということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） はい、予算措置が必要になってきます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 補足をさせていただきます。

あくまで持続的発展計画自体は、事業の執行が目的ではなくて、3つの目標、先ほど申しました3つの目標を達成することが目標、計画の策定、意義でございますので、その一つ一つの計上された事業は予定された事業なので、それをやる、やらないはその進捗状況、そのときの背景で変わってまいります。追加するものもあれば、この中で次の5年間に先送りするものもありますので、あくまでも計画全体で地域の振興、そして過疎を食い止める、それが目的となっております。

補足させていただきました。以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） ちょっと細くなるかもしれませんが、事業計画の中で、最後にその他、(11)番というのがありまして、その中に黒羽城址公園周辺整備事業というものが今回の事業に入っているかと思えます。整備事業というこの枠組みの中には、今どんな物事が考えられているのか、お伺いしたいと思えます。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） お答えします。

具体的に事業を例えば今、城址公園の中にある芭蕉の館から北の山村開発センターぐらいのエリアになるかと思うのですが、具体的にこの施設をどうするとか、この公園をどうするとかというのではなくて、まず今、山開センターと黒羽体育館、そこのこれからどうするかという問題もありますので、そういったものも全部含めて、あそこ全体の整備を今後考えていかななくてはならないだろうと。そこの整備をすることによって、地域の振興と人口減少に資するだろうということで、事業として具体的にこれをするということではなくて、あそこ全体の整備を考えて、今後の整備を想定した上で計上させていただいた事業名でございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 4回目ですが。

○委員（高崎和夫） 別件ではないのか、これ。では、もし許可がいただければ。

○委員長（櫻井潤一郎） では、4回目ですが、許可します。

○委員（高崎和夫） では、続けてちょっとお伺いしますけれども、今のそうすると、この城址公園整備事業そのものは、これをするということになったりすると、この金額的なものはまだ全然分からないわけで

すよね。これは追加的なものという考え方になってしまうのかなという気がするのですが、どうも一緒にもう一つ質問ができませんので、もう一回一つ続けてもう一つお願いしたいのは、公共施設総合管理計画との整合ということで、先ほど課長のほうから話がありましたその山開センター周辺の整備というものが今のこの城址公園周辺ということになるかと思うのですが、その中でスポーツ施設という中に、今の話にも当然絡むのだと思うのですが、今の黒羽地区の中でのあの体育館の問題等が今、この振興法の中を見ると出てきていないという、ちょっと見当たらないということの中で、体育館の整備というか、修理というか、その辺は今回この過疎振興法の中にどんな位置づけになっているのかも一緒にできたらお願いしたいと。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） 黒羽体育館ですね。今ちょっと公共施設総合管理計画で黒羽体育館が最終的に今、改定作業をして改定ということになるのですが、そこで具体的に今後改修になっているのかというのはちょっと確認してはいなかったのですが、黒羽体育館の改修工事は、一つ前の教育施設関係で、具体的には黒羽体育館の改修事業ということで、改修事業は個別で上げてあるのですね、一つページ前に。なので、それと城址公園全体としての改修整備というものも含めて、2つの事業、それを複合化させて事業化するのか、それぞれ単体でいくのかというのは今後の検討かと思うのですが、まず黒羽体育館については改修事業として項目は上げているということと、先ほど冒頭の質問でありました城址公園整備事業として大きく捉えているので、その中で例えばその事業名で読めるのであれば、新たにそこに何か発生した追加の事業、その中に含まれるものであれば、この名称で、公園整備事業という名称の中で予算化することで足りるかと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今回のこの過疎振興法には我々も大きく期待をするところですが、その先ほど追加計画に対しては予算措置という形の中で、この5年間という期間の中で、予算措置というのはやっぱり国からの予算措置ですから、やっぱりもう計画が前にある程度決まらないと、予算措置もそう簡単に決まってこないのではないかという感じ今ちょっとしているのですが、ですから計画変更とその予算が、話し合いがなるべく短時間のうちにこういうのをやりたい。そうしたら予算措置がなかなかつかないから期限切れになってしまったとか、そんな感じでのせつかくのこの事業ですから、そういうことなるべくスムーズな変更事業ができるようなことでお願いできればというふうに思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第11号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 大田原市過疎地域持続的発展計画の策定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定について

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第2、議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(斎藤達朗) 議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、公共施設の整備に関する財政上の計画を策定するものでございます。

詳細については、政策推進課長からご説明いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 政策推進課長。

○政策推進課長(磯 雅史) それでは、続きまして議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定についてご説明いたします。

それでは、タブレット議案書の138ページ、議案書補助資料、議案概要、そちらを御覧ください。本計画につきましては、ただいま部長のほうからありましたように、1の策定趣旨に記載しておりますとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれていない地域の公共的施設の整備に関し、財政上の特別措置を受けるため、本市の辺地に該当する大神地区、藤沢地区、須賀川地区の3地区について辺地総合整備計画を策定したところでございます。本計画により、国から財政的な支援を受けるためには、本法第3条第1項に規定されているとおり、議会の議決をいただく必要がございますので、本案を提案させていただいたところでございます。

次に、2の財政上の特別措置でございますが、各整備計画に計上いたしました公共施設の整備につきましては、その事業費の100%を辺地対策事業債として起債することができます。この借入れにより生じた元利償還金につきましては、その80%が普通交付税の基準財政需要額に算定されることとなっております。

次に、今回策定いたしました3つの地区の辺地総合整備計画についてご説明いたします。タブレットお戻りいただきまして、135ページ、まず大神辺地総合整備計画ですが、市道大神福原線を計画いたしました。具体的な内容は、道路改良事業となります。事業期間は令和4年度から令和12年度までの9年間で、総事業費4億2,000万円、辺地対策事業債1億8,900万円としております。

次に、次のページ、タブレット136ページ、藤沢辺地総合整備計画ですが、市道大田原喜連川線を計画いたしました。具体的な内容は、道路改良事業となります。事業期間は令和4年度から令和8年度までの5年間で、総事業費1億7,000万円、事業費の全額1億7,000万円を辺地対策事業債で措置することとしてお

ります。

次に、タブレット、次のページ、137ページ、須賀川辺地総合整備計画ですが、市道須賀川1号線、市場橋外2橋の3橋の整備を計画いたしました。須賀川1号線については、道路改良事業、この3橋については長寿命化工事となります。事業期間は令和4年度から令和11年度までの8年間で、総事業費9,230万円、辺地対策事業債5,700万円としております。

以上、簡単でございますが、辺地総合整備計画の策定について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 先ほどの説明の中で、辺地対策事業債の毎年度の算入、基準財政需要額への算入なのですけれども、残りの20%はどういうふうに算入されてくるのでしょうか。ちょっと詳しく。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） ただいまのご質問は、事業、元利償還金の80%が基準財政需要額のほうに算入されまして、残り20%は当然一般財源で措置することとなります。

○委員長（櫻井潤一郎） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） そうしますと持ち出しということですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） はい、一般の財源、市からの持ち出しが20%あるというふうに考えていただいて大丈夫です。

○委員長（櫻井潤一郎） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） それから、あとこの辺地の定義なのですけれども、恐らく対象となる要件が、基準要件あると思うのです。そういうことで、それがどういう内容なのか。その上で、この3か所以外にも可能性のある場所が大田原市内にあるのか、個別具体の名称がもしお聞きできれば教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） それでは、1つ目のご質問です。

まず、辺地として認められるにはどういった条件があるかということになりますが、まず辺地のエリアなのですけれども、基本的にこれは施行令及び施行規則の運用についてという総務省からの事務次官通知の中で、このエリアは市町村の区域内の字、町若しくは字又は相互に接する2以上の町もしくは字の区域によることが適当であるというふうに通知がありますので、基本的には字というエリアで区分しております。その字の中で固定資産の価格が最も高い地点を中心地としまして、その中心地を含んだ5平方キロメートルの範囲、円でなくてもいいのです。エリアが5平方キロメートルの範囲内に50人以上住んでいること、住基人口です。住民登録があるということがまず1つの要件になります。それと、その中心地から公共施設、小学校、中学校、高等学校、それと市役所、医療機関、郵便局までの距離を算定いたしまして、この距離が遠ければ遠いほど点数が高くなっております。計算の方法はちょっと複雑なので、ここでは説明しませんが、それと公共交通機関の停留所、例えば市営バスの停留所等までの距離がどのぐらいかかるのか等々が個別算定の点数となってきますので、その積み上げが100点を超えると辺地ということになります。

す。

もう一つが、大田原市の中で辺地がほかにあるのかということなのですが、令和3年度4月1日現在で大田原市には全部で13地区辺地が存在します。黒羽地域に11地区、大田原に2地区の辺地が存在しておりまして、具体的に申しますと、黒羽地域が寒井、川田、両郷、木佐美、あと川上・南方、これは2つを合わせてあります。川上・南方、雲岩寺、須賀川、北滝、亀久、片田、矢倉、この11地区になります。大田原地域は今回挙げさせていただきました大神と藤沢、この2地区で、合計13地区となっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） この辺地の条件が今ありましたけれども、これと今の過疎振興法とのこのかみ合わせというか、この辺の整合性というのは、どういうことなのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 政策推進課長。

○政策推進課長（磯 雅史） そもそもこの過疎と辺地、それぞれの根拠法律の目的というのが過疎の法律では人口減少にするために、様々な事業をしましょうというのが法律の目的です。辺地のほうは、例えばほかの地区に比べて公共施設等が少なく、ちょっと不便を来しているとかという地域を辺地と言っておりますので、辺地においてはそういった公共施設のほかの地域と比べて格差があるところを少し公共施設整備をして格差の是正をかけましょうというのが法律の趣旨になっているので、今回過疎地域が黒羽と湯津上に指定されて、ただいま申しましたとおり、黒羽地区は那珂川から東はほぼ辺地の地区ということになりますので、このどちらが優先するかという話になってくるかと思うのですが、財政上は当然辺地のほうが普通交付税の算入率が過疎は70%で、辺地が80%ですので、当然財政的には辺地のほうが有利なので、もしそこが重なっているとすれば、辺地の計画をつくって辺地対策事業債を起債したほうが当然同じ公共施設を整備するのであれば有利ですので、そっちが有利になるのかなということと、2つの計画に同じ事業がのって、どちらが優先するかというと、基本的には法律の目的が違うので、優先ということはちょっと難しいところがあるのですが、実際には辺地対策事業債を活用して、有利な起債を活用して公共施設を整備することによって、当然過疎地域の人口減少対策にもあるということなので、過疎地域における辺地対策事業をやることによって、当然過疎の対策にもなるということで考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 今の発言で1点だけ修正させてください。

黒羽地域の那珂川より東側のほうは、うちの公共施設がない地域だけが辺地になっておりますので、公共施設がある例えば黒羽支所とか、出張所とか、その地域は辺地ではありませんので、先ほどの鈴木委員の質問に回答した辺地は全部で13地区だけでございます。訂正させていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第12号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 大田原市辺地総合整備計画の策定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第15号 大田原市職員の服務の宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第3、議案第15号 大田原市職員の服務の宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(斎藤達朗) 議案第15号 大田原市職員の服務の宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、服務の宣誓の取扱いを簡略化するため、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄) それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、155ページを御覧ください。

第1条関係としまして、大田原市職員の職務の宣誓に関する条例では、第2条、任命権者の面前での署名の規定を、別記様式の宣誓書に署名し、これを任命権者に対し提出する旨改めます。

次の156ページを御覧ください。第2条関係としまして、大田原市立学校職員の服務の宣誓に関する条例では、第2条におきまして、教育委員会又は教育委員会の定める上級の公務員の面前での署名の規定を、別記様式の宣誓書に署名し、これを教育委員会に対し提出する旨改めます。

153ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○委員長(櫻井潤一郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第15号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例及び大田原市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第4、議案第16号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第16号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、特別休暇に不妊治療休暇を追加するため、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） それでは、159ページの議案書補助資料を御覧ください。

令和3年の人事院勧告に基づきまして、国家公務員に準じて新たに追加するものであります。新旧対照表でご説明いたしますので、160ページを御覧ください。別表第1は、有給の休暇であります特別休暇の一覧であります。この中に6の2として、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、いわゆる不妊治療休暇を追加し、休暇を与える期間は、年度内において5日、当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日の範囲内の期間といたします。

158ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第16号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第16号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第5、議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するため、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） それでは、まず163ページの議案書補助資料を御覧ください。

改正理由としましては、令和3年の人事院勧告に基づき、国家公務員の非常勤職員に対する措置を参考に改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、164ページを御覧ください。第2条は、育児休業をすることができない職員を説明しておりますが、取得要件を緩和するため、第4号におきまして、在職期間が1年以上の規定を削ります。

下段の18条では、一般職の任期付職員が育児短時間勤務をする場合の読替規定でありまして、見出し中の条例名及び同条中の文言を改めます。

165ページに移りまして、同条の表中、第9条の第2項の項を削ります。

第21条は、部分休業をすることができない職員を定めておりまして、こちらも在職期間の1年以上を削ります。

第25条では、妊娠又は出産等について申出があった場合に、面談及び不利益な扱いを受けないようにするための措置を義務づけ、次の166ページに移りまして、第26条では、勤務環境の整備に関する措置としまして、育児休業に関する研修実施及び相談体制を整備するなどの義務づけをそれぞれ追加いたします。

162ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第17号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 実際にちょっとトラブルとか、あとは相談に乗ってほしいようなときの対応を少し具体的にどういうふうな形にするか、教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） これは25条関係のところということによろしいですか。はい。

実際に今、非常勤職員といいますと、会計年度任用職員が該当になりますが、実際にそういう相談を受けたことはないのですが、基本的に職員が育児休業を行う際、どのような制度があるとか、給与がどうなるかとかということで、総務課の人事係のほうで相談を受けておりますので、同じように相談があった場合には総務課の人事係のほうで対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 状況は分かりました。なかなかこれ庁内での普及、これ徹底しないと、なかなか相談に来れないと思いますけれども、どういうことを考えているか、教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） こちらの議案のほうの議決を賜りましたらば、今、会計年度任用職員についても、庁舎で事務補助等をしている場合には、パソコンが貸与されておりまして、掲示板を見ることができます。これは職員と同じように見ることができますので、そちらの周知と、あと出先のほうについては、それぞれ学校あるいは外の施設ということで、施設長宛てにそちらのほうの制度が新たに始まるということで周知をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

○委員（高崎和夫） 26条の（1）のこの研修の実施、任命権者とはいう、この辺どういうことなのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 任命権者というのは、市長から辞令をもらう場合とか、あるいは教育委員会とかということで、それぞれの機関ということになりますが、具体的に1つ目の育児休業に関する研修ということなのですが、こちらは職員を集めて実施するということよりは、どちらかという先ほど鈴木委員からもありましたが、何か相談があったときにいろいろ情報の提供ということも含めて考えております。

それから、（2）の相談体制は先ほどご説明したとおりです。

それから、（3）、勤務環境の整備に関する措置については、やはり業務のほう、育児休業ということになりますと、当然仕事を休むということになってきますから、その関係で周りの職員からあまり差別的な扱いをされないとか、そういうことで職場環境についてもきちんと整備を進めていかなければならないということで義務づけになっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） なかなかこれ話、相談もしづらいですね。しかも個人的な個人情報の問題なので、できれば採用時にこの係だよとか、この人だよということで個別にお知らせしていただくとか、工夫をし

ていただかないと、なかなか相談しづらいかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第6、議案第18号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 本議案につきましては、当該職員の期末手当の支給割合を改正するとともに、令和3年度改定分を減額調整し、また職務、職名等の整理を行う必要があることから、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） それでは、議案書170ページの議案書補助資料を御覧ください。

今回の改正は、大きく2つ、人事院勧告に基づく給与の改定、それから組織改編に伴う職の見直しとなりますので、最初に給与関係をご説明したいと思います。

174ページのほうを御覧ください。こちらは改正の概要となっております。また、あわせて171ページから173ページまでの新旧対照表もご参照願います。

本条例の第1条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でありまして、第20条第2項及び第3項の期末手当の規定中、正職員につきましては、令和4年4月1日以降の6月と12月の支給割合をそれぞれ0.075月分、年間で0.15月分を減額改定するものとなります。

期末手当の支給割合は、表の令和4年度以降のとおりとなります。

条例第2条は、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でありまして、第10条第2項及び第3項の特定任期付職員の期末手当の規定中、令和4年4月1日以降の6月と12月の支給割合をそれぞれ0.05月分、年間で0.1月分を減額改定するものです。期末手当の支給割合は、表の令

和4年度以降のとおりとなります。

次に、令和4年度組織改編に合わせて行う職務、職名の見直しの関係についてご説明いたしますので、171ページを御覧ください。別表第2は、一般職の職員の等級別基準職務表であります。職務の級、1級から8級までの職員の基準となる職務の一覧となります。現行では例えば1級であれば主事、技師、保育士等職務によって多くの職務がありますが、これを主事に統一するなど、それぞれの職名を整理することで、分かりやすい表記に見直しを行うものです。

175ページを御覧ください。職務、職名及び管理監督職の整理の概要となります。大田原市職員職名に関する規則の改定予定の別表から抜粋したものでありますが、条例の改正で職名を整理することになりますので、具体的に規定する必要がありますことから、規則に追加するものです。1は、職位上の職名に対する職務の内容を、下段の2は、1の職位上の職が組織上で担うポストの一覧となります。

また、任期付職員の職の見直しにつきましては、173ページにお戻りいただきまして、別表第3のとおり、先ほどの正職員の職位の見直しと合わせて改正いたします。

次に、本条例の附則の規定についてご説明いたします。169ページにお戻りいただきまして、附則として、第1条としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定します。

また、特例措置としまして、第2条は、令和3年度に実施する予定でありました期末手当の減額分を令和4年6月に支給する期末手当から差し引くための規定を定めております。

以上で議案第18号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この人事院勧告で決められて、今回こういう形になっているのでしょうかけれども、本来は昨年12月に相当する分の引下げということだったように何か説明を受けたと思うのですが、今回3月で退職される方とか、あと職を離れる方とか、そういう方に対しては去年12月の期末というところのあれを延ばしてということになるのだろうかという理解をするのだけれども、その3月という方に対してのその分はどのような対応になるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 伊賀議員ご指摘のとおり、確かに3月末で退職される方については、職員でありませんから、当然給与の本来減額されるべきだった分というのは、回収するわけにはいきませんので、そのままになってしまうかなと思います。特に国のほうでも具体的に退職する、職を離れる方に対する対応ということで、ちょっと通知を見ておりませんので、もしそれが例えば再任用という形で、定年退職した後の職員が市役所の職員として短時間で残る場合もありますので、その辺の対応というのが具体的にも示されれば検討はしますが、現時点ではやはり3月末で退職……

（何事か言う人あり）

○総務課長（渡邊和栄） ご存じだと思うのですが、国においても国家公務員の今回の期末手当の減額を12月に行ってしまうと、やはり日本経済のほう、社会経済のほうに影響もあるということで、先延ばしした経過があるということで、市はそれに合わせまして6月にやっておりますので、その関係でどうしても3月に退職される方はそのままになってしまうかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 本当に国のほうからということも理解はしているのですけれども、那須塩原市とか、近隣の市ではそれを見込んでということで、きつともう昨年の12月に対応している市もあるのです。大田原市はその国からのということで、遵守をされたという思いなのですから、ちょっとどうなのかなという思いでした。近隣のところはそういう前から聞かれているのが現状だったので、すみませんが。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） ちょっといいですか。この改正理由につきましても、人事院勧告に基づくではなくて、あくまでも人事院勧告を基に国家公務員が給与改定を行うということが大田原市のほうは今までもやってきているということがありまして、例えば県とかであれば、個別に人事院ではなくて、人事委員会というのがあって、そちらで県内のその民間の給与の状況ということで確認して、独自に判断して12月に減額となると思うのですが、ちょっとそれができないということで、あくまでも国家公務員に準じているということなものですから、県内ですと、小山市さんがやはり大田原市と同じように12月には実施していないということがあります。

あと、町は1つか2つは12月に実施していると思うのですが、ほとんどやはり国のその国家公務員に準じてという形に倣っているのだと思いますが、それに合わせた形になっております。よろしく願います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第18号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第7、議案第19号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第19号につきましては、市長、副市長、教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を改定するとともに、令和3年度改定分を減額調整するため、関係部分を改正するものがあります。

詳細については、総務課長からご説明をいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） こちらも人事院勧告に基づく特別職の国家公務員に準じて改正するものとなります。

181ページの改正概要を御覧いただきたいと思います。あわせて、179ページ及び180ページの新旧対照表もご参照願います。

本条例の第1条は、市長等の給与に関する条例の一部改正でありまして、第4条第2項の期末手当の規定中、令和4年4月1日以降の6月と12月の支給割合をそれぞれ0.025月分、年間で0.05月分を減額改定するものとなります。期末手当の支給割合は、表の令和4年度以降のとおりとなります。

条例第2条は、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありまして、第5条第2項の期末手当の規定中、令和4年4月1日以降の6月と12月の支給月数をそれぞれ0.05月分、年間で0.1月分を減額改定するものです。期末手当の支給割合は、表の令和4年度以降のとおりとなります。なお、市長等と市議会議員の引下げの割合が異なる理由につきましては、下段の米印にありますとおり、市長、副市長及び教育長につきましては、令和元年の人事院勧告で示された期末手当の年間で0.05月分の引上げを行っておらず、令和2年度から行っておりました給与の2割削減を今年3月末に終了することと合わせまして、期末手当につきましても、今回の改定に合わせて本来の支給割合に戻す調整を行うことによるものです。

177ページにお戻りいただきまして、附則として、第1条は、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

また、特例措置としまして、一般職の給与と同じとなりますが、令和3年度に実施予定でありました期末手当の減額分を令和4年6月に支給する期末手当から差し引くための規定を第2条として規定いたしております。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第8、議案第20号 大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第20号 大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定については、赴任を伴う旅費を支給できるよう、当該条例に移転料等の規定を追加するため、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長から説明をいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 186ページの議案書補助資料を御覧ください。

改正理由としまして、国又は他の地方自治体等との人事交流等によりまして、本市職員としての採用又は転任に伴う移転となる場合に、国家公務員と同様の赴任に伴う旅費を支給できるよう、当該条例に移転料等の規定を追加するものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、187ページを御覧ください。第2条の用語の定義に、第4号としまして、赴任の定義を追加いたします。赴任とは、人事交流等で任期が1年以上の採用又は転任に伴う移転のための旅行としており、それぞれの住所等から新たな勤務地又はこれまでの勤務地から次の勤務地までの路程が100キロを超えるものを対象といたします。

次の188ページを御覧ください。第7条は、特殊旅費の種類を規定しておりますが、移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加し、第2項から第4項に支給方法を追加いたします。

189ページ、第19条の2としまして、移転料の額の規定を追加いたします。移転料は、いわゆる引っ越し費用に相当するもので、第1号で、扶養親族の移転は、別表第2に定める額とし、第2号は、扶養親族を移転しない場合は、その2分の1の額、第3号は、扶養親族と一緒に移転しない場合をそれぞれ規定しております。

第2項では、扶養親族が後に移転した際、額に差額がある場合の取扱い、第3項は、さらに天災等が発生した場合の期間の延長を規定しております。

第19条の3としまして、着後手当の額の規定を追加いたしております。着後手当とは新たな居住地に到着後の諸雑費に相当するもので、その額は職務の級に応じた宿泊料の定額の5夜分に相当する額とします。また、到着後直ちに大田原市の公舎又は自宅に入居する場合には、2夜分に相当する額とします。

第19条の4としまして、扶養親族移転料の額の規定を追加いたします。

190ページを御覧ください。扶養親族移転料は、扶養親族を移転する際の旅費に相当するもので、第1号では、これまでの勤務地から新たな勤務地まで扶養親族を随伴する場合の額を規定しており、アからウの年齢区分に応じる額となっております。

第2号は、随伴しない場合の額を規定しております。

第3号は、宿泊料等の端数処理を規定しております。

第2項では、胎児の取扱いを規定しております。

その他の改正は、文言の修正となります。

次の191ページを御覧ください。別表、日当、宿泊料、食事料、こちらは今まで規定されておりますが、これ、こちらを別表第1とし、別表第2として移転料を追加いたします。

185ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 私は、この人事交流、きつとこういう条例が改正されるということはとてもいいことだと思うし、あれなのですけれども、今回こういう改正ということで上がってきたということは、今後よくある国からそういう引っ張ってくるか、副市長にまた国のほうからとか、そういうことの人事交流というのを考えられてのこういう改正に今回なったということですか、教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 実は令和3年度から農林水産省と主査30代の前半の職員の人事交流を行っておりまして、2年間ということで、その職員が市に戻ってくる際に、今、市の身分がない形なので、その際にこの旅費を出せるようにということで、制度を改めているものです。ちょっと先ほどの伊賀委員のお話は、まだ今のところはないですが、実際そういう職員がいるということです。よろしくお願いします。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第20号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第9、議案第21号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

- 総合政策部長（斎藤達朗） 議案第21号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、固定資産評価審査委員会事務局に複数の書記を配置できるようにするため、関係部分を改正するものであります。

詳細については、総務課長からご説明をいたします。

- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

- 総務課長（渡邊和栄） それでは、議案書補助資料の194ページを御覧ください。

今現在、固定資産評価審査委員会事務局につきましては、監査委員事務局長が書記という形になっております。その今、1人ということなので、そちらを複数名置くことで体制の強化を図るということで今回改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、195ページを御覧ください。第3条第1項中「書記1人」を「書記」に改めます。

193ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第21号の説明を終わります。

- 委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

- 委員（高崎和夫） この今回の改正ですけれども、複数名ということと、体制の強化という、この辺の説明をいただければと思うのですけれども。

- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

- 総務課長（渡邊和栄） まず、複数名といいますのは、先ほどご説明したとおり、監査委員の事務局長が書記ということになっておりますが、実際にこの固定資産評価審査委員会が開かれる場合には、監査委員事務局の係長と係員、今2名おりますが、そちらも携わっております。ですが、書記という形で辞令を受けているのは、事務局長のみなので、書類作成につきましても、やはり事務局長の名称で行うということになってきますと、実際その事務局長が不在となった場合に、書記を新たに任命する必要も出てくるということで、その前にふだんから複数名置くことで、事務も行うこともできるし、そういう不在になった場合の対応もできるということで、体制の強化を図るということを考えております。

以上です。

- 委員長（櫻井潤一郎） 高崎委員。

- 委員（高崎和夫） 体制の強化というのは、結局は複数名置けるということは体制の強化という意味合いと。はい、分かりました。

- 委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

- 総務課長（渡邊和栄） はい、そういうことでご理解いただきたいと思います。

- 委員（高崎和夫） はい。

○委員長（櫻井潤一郎） 齋藤委員。

○委員（齋藤光浩） これはそもそも書記1人と限定していたのはなぜかなという素朴な疑問と、ほかのところにもこういう条例でもう縛りをかけてしまっているところがあるのかというのはちょっとお聞きしたかったのですが、それは仕事が変わっていくので、こういう条例で縛っておくと、さっきも言ったように仕事に支障が出てしまうのではないかと思ったので、もう少しフレキシブルというか、そういうふうにできるようになったほうがいいのではないかなと思ったのですが、

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 具体的に何名置かなければならないという規定はないかと思います。実際にほかの市においても、ほとんどがやっぱり監査委員事務局がこの固定資産評価審査委員会の事務局を担っているところが多いのですが、職員全員を書記にということもありますので、特に大田原市だけが複数名を新たに置くということではないものですから、ほかの市町の体制を参考に大田原市のほうも複数名を配置したほうが事務のほうもよろしいのではないかということで今回改正に至ったわけでありまして。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 齋藤委員。

○委員（齋藤光浩） 私が言いたかったのは、わざわざ1人と書いておく必要がなかったのではないかなということと言いたかったのですが、ほかにもそういうのはないですよということを確認したい。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄）ほかの市の条例を見ていないので、ちょっとお話しできないのですが、1人といいことで限定しているというのは少ないのではないかと考えております。ですから、1人ということを除けば、複数名置くことが可能ということに解釈できるかと思っておりますので、そういうことでなっておりますが。

○委員長（櫻井潤一郎） 部署。

○委員（齋藤光浩） ほかの部署……

○総務課長（渡邊和栄） 大田原市以外の市ではなくてですか。

○委員（齋藤光浩） 大田原市の中のこの固定資産だけではなくて、ほかにもそういうふう限定しているところはありますかということと言いたかっただけです。

○委員長（櫻井潤一郎） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄） 選挙管理委員会については、係員まで書記という形になっておりますので、ほかのところは限定しているというのではないです。はい。役所の中では。失礼しました。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第21号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定について

○委員長(櫻井潤一郎) 次に、日程第10、議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(斎藤達朗) 議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定については、第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、本市におきましても犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進すること等を目的として本条例を制定するものであります。

詳細については、危機管理課長からご説明いたします。

○委員長(櫻井潤一郎) 危機管理課長。

○危機管理課長(藤田友弘) それでは、議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明いたします。

タブレット議案書144ページ、議案書補助資料を御覧ください。条例制定の理由及び概要といたしましては、国では令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画を閣議決定し、計画の中に犯罪被害者支援条例の制定が盛り込まれました。全国では既に22%の市町村が条例を制定しており、本県においては小山市と栃木県が先行して条例を制定しております。

犯罪被害者等の置かれた現状を鑑み、犯罪被害者等支援の重要性及び緊急性から、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、犯罪被害者等の支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の被害回復及び負担の軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

それでは、制定する条文を説明いたしますので、タブレット140ページを御覧ください。第1条は、目的を定めており、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念及び支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の被害回復及び負担軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条は、犯罪被害者等基本法に基づき、条例中の用語の定義を定めており、第2号では、犯罪被害者等について、犯罪被害者本人及びその家族又は遺族と定めております。

第7号では、犯罪行為について定めておまして、この後、第8条に定める見舞金の支給対象については、この犯罪行為による被害に限定しております。

第3条において、基本理念について定めており、第1項から第3項までは犯罪被害者等基本法に基づき規定しております。

第4項は、犯罪被害者の支援過程において再被害等が生じないよう配慮し、個人情報の取扱いについても配慮することを規定しております。

第4条は、市の責務を定めております。犯罪被害者等基本法第5条において、地方公共団体の責務について定めておりますので、その趣旨を踏まえて市の責務を規定したものでございます。

第5条は、市民等の責務を定めておりまして、犯罪被害者等基本法第6条において、国民の責務について定められていることから、その趣旨を踏まえまして、市民の責務を規定したものであります。

第6条は、犯罪被害者等の支援における事業者の責務について規定しておりまして、第1項は、事業者は犯罪被害者支援の必要性を理解し、市及び関係機関が実施する施策に協力するものと規定しております。

第2項は、従業員が犯罪被害者等になったときは、就労の支援その他の必要な支援について十分配慮するよう努めるものと規定してございます。

第7条は、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供についてを定めておりまして、第1項は、市は犯罪被害者が直面している諸問題についての相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、関係機関との連絡調整を行うものと規定しております。

第2項は、犯罪被害者に対する総合的な窓口を設置することと規定してございます。

第8条は、見舞金の支給について定めておりまして、第1項は、見舞金の種類といたしまして、遺族見舞金及び重傷病見舞金を支給するものとし、第2項では、見舞金を受け取ることができる者について定めております。

第1号では、遺族見舞金を受け取ることができる者、第2号では、重傷病見舞金を受け取ることができる者を規定しておりまして、第3項では、見舞金の額を定めております。

第1号では、遺族見舞金を30万円、第2号では、重傷病見舞金を10万円と定めております。

第4項では、見舞金の支給に関しては、規則に委任する旨の規定としております。

第9条は、安全の確保について定めておりまして、関係機関と連携し、犯罪被害者等の安全確保のため、防犯に係る指導及び個人情報の適切な取扱い等の必要な施策を講ずると定めております。

第10条は、居住の安定についてを定めておりまして、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住宅の提供等必要な施策を講ずると定めております。

第11条は、人材の育成について定めておりまして、市は相談、情報の提供等について支援を担う人材の育成と資質の向上のため、施策を講ずるものと定めております。

第12条では、市民等及び事業者の理解増進について定めており、市は市民や事業者の理解増進のため、情報の提供や啓発活動等の施策を講ずるものと定めてございます。

第13条は、教育活動の推進について定めておりまして、市は学校、家庭、地域社会と連携し、生命を尊重するための教育活動を推進すると定めてございます。

第14条は、民間団体への支援についてを定めておりまして、市は民間団体への活動の促進を図るため、情報の提供や支援を行うことと定めております。

第15条では、支援の制限についてを定めておりまして、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合や犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には支援を行わないことができる旨規定をしております。

第16条は、委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行し、第2項におきましては、見舞金の支給に関する第8条の規定について、この条例の施行の日以降に発生した犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 8条の見舞金の関係なのですが、被害者の関係は特にプライバシーの関係が非常に微妙な関係だと思うのです。特に公表されたくない。これは警察との関係もちよっとありますけれども、非常にデリケートなのですけれども、8条を見ると支給するものと書いてあるのです。ということは、これは請求主義ではなくて、何らかむしろアクティブに市のほうから支給するようにも読み取れるのですけれども、ちよっとこの辺の辺り、実際その被害者の情報というのは必ずしも公表されるわけではないので、どういうふうに入手して、どのような手続でプライバシーに配慮して実際支給されていくかというところを教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） お答えいたします。

犯罪被害者の情報ということでのご質問かと思いますが、危機管理課が最終的にこの窓口を担う形になるかと思いますが。危機管理課には栃木県警から警察官を派出していただいております、大田原警察署、地元警察署とも連絡関係は密にされているところでございます。犯罪被害ということになりますと、例えば殺人事件、あと傷害事件等が該当することになるかと思いますが、それらにつきましては、警察署とも連絡のほうを密にいたしまして、またプライバシーの問題ということもございまして、それらには十分注意しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 今の関連なのですが、いわゆる県警の身分であるのか、市の職員の身分であるのか、これちよっと違うと思うのです。ですから、情報の扱いで、市がデータを取るのか。県警の身分の中でやっていくのか。これは条例なので、「市は」と書いていますよね。ということは市の身分、職員の業務でやるので、市の職員が県警からデータをもらうということだと思うのですよね。市ですから、市が情報を取った上でアクションをするというのがこの条例の見方なので、今のちよっとご説明は違うと思います。ちよっと詳しく教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 補足をいたします。

まず、本条例の施行につきましては、施行規則をつくりまして、まず先ほどのようなご質問にもありましたが、これは申請をしていただきます。申請をしていただいて、この要件の中に警察への届出をしたことというものも要件に入っておりますので、警察では受理をします。あくまでもご本人さんがこういった案件があって、被害を受けたということを申請書の欄に記載をしていただきます。その上で大田原市はその栃木県

の警察と大田原警察に限らず、警察部局とその情報の確認をいたします。その時点におきましては、その個人情報のお話がありましたので、これは相談窓口として情報のご本人さんの被害の状況を伝えることとなりますので、それは確認の上で行うということになります。

なお、この条例につきましては、栃木県内の25市町がおおむね制定をする動きで取り組んでおりますので、県内の自治体、そして栃木県、そして栃木県警察本部との関連は十分に連携は行えるものと、このように感じております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 実際この支給対象となる条件ですか、確定するタイミングというのは多分あると思うのです。犯罪行為が実際行われたということは確定していく。恐らく裁判の中で確定になるのだと思うのですけれども、その辺のところも念のため教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） 支給の要件となります犯罪行為ということになるかと思いますが、犯罪行為につきましては、犯罪被害者等給付金支給法、こちらが国の法律でございますが、この法律にも基づいて、犯罪行為のほうを決めさせていただいております。国内犯、また日本国外にある日本の船舶、あとは日本国外にある日本の航空機で行われた人の人命、また身体を害する行為ということで、具体的には殺人、強盗殺人、強盗致死傷などを想定しております。

また、中では緊急避難、あとは心身喪失、あと刑事未成年という場合、刑事裁判では処罰されない行為でございますが、犯罪被害者等の原因によるものでないため、見舞金の支給というようなことで考えてございます。

また、見舞金の支給を実施しない場合といたしまして、医師法に基づく医療行為、法令又は正当な業務による行為を罰しない正当行為、または正当防衛によるものについては、支給の対象外としております。

見舞金の支給は、故意の犯罪行為によって被害に遭った場合を対象としておりますので、過失による犯罪行為、例えば過失致死、業務上過失致死傷の過失犯による被害は対象外となっております。

なお、危険運転致死傷のような故意犯、これらを除き、交通事故は支給の対象には考えていないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

高崎委員。

○委員（高崎和夫） 今回の支援条例の中のこの見舞金ですけれども、小山市、栃木県等はもう制定された。

今、部長のほうから今後県内がこれが制定の予定だということですのでけれども、これらはもう大体そうすると県内のこの見舞金というものは全県大体同じような金額等で進むという理解でよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） はい、見舞金につきましては、先行事例を参考に決定させていただいております。全国的に遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金が10万円ということでございます。県内の先行事例の小山市においても同額ということで、こちらの金額のほうを参考にさせていただきました。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 斎藤委員。

○委員（斎藤光浩） イメージというか、多分犯罪に遭った家族は警察から最初情報を聞いて、そこでこういう、この見舞金だけではないですけども、何か相談事がいろいろあるとは思うのですけれども、例えばお父さん亡くなってしまったら、生活がもう収入がなくなるとか、いろんなそういうことを相談すると思うのですけれども、そういうことはまず危機管理課に相談して、危機管理課が皆さんに伝えるという、そういうイメージでよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） 議員おっしゃるとおり、危機管理課が最初の窓口ということで、あとは例えば先ほどの遺族になられた場合ですと、いろいろな届出、また相談事があるかと思えます。それらを私のほうでお伺いしまして、担当の窓口の者、内容によってはもう秘密厳守ではありませんけれども、そういう内容になるかと思えますので、部屋を取りながら、担当の者を呼びまして、実際には相談に当たっていくものだというふうに考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 二次的被害者に関してちょっとお聞きしたいのですが、それに対しても見舞金というのは出すという考えなのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） 二次的被害といたしますと、2回目ということですか。

○委員（君島孝明） 第2条です。第6号、二次的被害とありますですね。

（何事か言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） 要は、いろんな状態で精神的に問題とか、被害を受けた場合、そういった方にも見舞金が出るのでしょうか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） この見舞金につきましては、犯罪行為により被害を受けられた方ということで、先ほどもご説明申し上げましたが、犯罪行為によって、例えば殺人とか、強盗殺人とかという、そういう罪名ございませけれども、それらによって被害を受けられた方の支援ということになりますので、こちらの二次的被害は、この犯罪を受けた後に、受けた方ですから、対象というのは犯罪行為を受けた者についての対象ということで考えてございますので。

○委員長（櫻井潤一郎） 対象外ということですか。

（何事か言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 君島委員。

○委員（君島孝明） では、その基になる第2条の7項の犯罪行為というところで、人の生命又は身体を害する罪ということになっていますが、そこに精神を害するものは入らないという考えでよろしいのですか。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） 失礼いたしました。その結果といたしまして、そういうような症状になられたということになりますと、重傷病見舞金というようなことで、そちらのほうの対象になるかというように考えてございます。精神とか、そういうことで被害を受けたことによる精神とか、そういうものの重傷病ですか、になられた場合にはその重傷病の見舞金の対象になるというように考えてございます。

○委員長（櫻井潤一郎） 総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 補足します。

まず、犯罪行為の具体的な犯罪行為、犯罪の罪状というのですか、それがまず規定されていまして、危機管理課長、1度説明はしたのですが、殺人、そして強盗殺人、強盗致死傷、そして傷害、強制性交等致死傷、こういうものがまず犯罪行為となって、対象となります。その上で今申し上げたその行為によって、負傷又は疾病の療養期間が1か月以上であって、かつ精神疾患の場合は療養期間1か月以上のほか、3日以上以上の労務に服することができない状況にあるということになっておりますので、この傷害の中に含まれるような例えば二次的被害のところに列記している行為がそれに該当した場合は対象となるというところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆） 今、議論あった犯罪行為の中で、確かに刑法罰の対象外のものも入る感じなのですね。と思いますので、これなかなか制度運用は難しいのかなと。予見可能性がなくなると、制度が安定しないので、請求もしづらいことになるので、これはまだ運用段階だと思いますけれども、十分に事例を収集して、請求しづらいことがないように、制度運用がきちっとできるように、そこは検討をさらに研さんを積んでいただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） ほかに意見がないようでありますので、採決をいたします。

議案第13号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 大田原市犯罪被害者等支援条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第11、議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗） 議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行に合わせ、本市条例の関係部分を改正するものであります。

詳細については、危機管理課長からご説明いたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 危機管理課長。

○危機管理課長（藤田友弘） それでは、議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット議案書199ページの議案書補助資料を御覧ください。条例制定の理由及び概要といたしましては、大田原市自転車の安全な利用に関する条例、こちらにつきましては、令和元年9月に制定しておりますが、今般栃木県におきまして、栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を令和4年4月1日から、自転車損害賠償責任保険等の保険加入の義務化を定めた条項について、令和4年7月1日から施行されることとなりましたので、それに合わせ、本市条例の関係部分を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますので、タブレット200ページを御覧ください。第2条第5項に保護者の規定を新たに加えます。保護者の定義を加えましたのは、この後、第7条の保護者の責務について新設することに伴うものでございます。

次に、第6条第4項において、未成年者を除く自転車利用者に対し、自転車が加害事故となる損害賠償請求に備えるため、これまで自転車損害賠償責任保険等への加入を努力義務としていたものから、加入義務に改正いたします。

次に、第7条におきまして、前第2条の保護者の定義に関連いたしまして、未成年者を監護する保護者の責務を新設いたします。

第1項では、監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用の教育を、第2項では、ヘルメットを着用させることを、第3項では、自転車の点検、整備を行うことをそれぞれ努力義務として定めることといたします。

第4項では、保護者は監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないという加入義務化を定めることといたしました。

第8条では、事業者の役割を定めておりますが、前条追加による条ずれでありまして、第4項において、従業員が自転車を利用するときはヘルメットを着用させるよう努力義務を新設しております。

第5項では、事業者は従業員が事業活動において自転車を利用する場合、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない加入義務を新設するものであります。

第9条及び第10条は、条ずれでありまして、第10条においては、旧第9条及び第10条の自転車交通安全教育についてを整理統合し、旧第10条の条文を新第10条第2項に移動させたものでございます。

第11条は、高齢者への声かけ、助言について規定しておりますが、自転車のヘルメットの着用を追加い

たしました。

第12条は、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を新設しておりまして、第1項には、旧第12条第2項の規定を文言を整理し加えまして、第2項には、学校の設置者等は、自転車を利用する児童、生徒及び保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとするとして加えました。

タブレット198ページの改正条文に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、ただし、保険加入を義務化する第6条第4項、第7条第4項及び第8条第5項の規定につきましては、同年7月1日から施行するものとしております。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第22号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎） 次に、日程第12、議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋一成） 議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に規定する固定資産税の課税免除を行うために制定するものであります。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしくご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子） 議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

148ページを御覧ください。あわせて150ページの議案書補助資料も御覧ください。この条例につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、令和3年4月1日から過疎地域の持続

的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、合併前の旧黒羽町と旧湯津上村の区域が新たに過疎地域に該当することとなったため、同法第24条の規定に基づく固定資産税の課税免除に関して条例を制定するものであります。

第1条の趣旨におきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき制定される大田原市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進地域内において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対し、地方税法第6条第1項の規定により、当該設備に係る固定資産税を課税免除とすることに関し必要な事項を定めるとしております。

第2条において、課税免除について規定してありまして、第1項では、大田原市産業振興促進地域内において令和3年4月1日以降、令和6年3月31日までに取得した振興対象事業の用に供する機械、設備、装置及び建物とその敷地である土地となり、取得価格の合計額が500万円以上のものとなりますが、この下限の額につきましては、対象業種及び資本金の額に応じて引き上げられるものでございます。

第2項において、課税を免除する期間を取得後初めて課税される年度から3年度と規定してあります。

第3条においては、課税免除の申請について、149ページに移りまして、第4条においては、合併、譲渡等の事由により、事業を承継するときは、課税免除を継続することができることと定めてあります。

第5条において、課税免除の取消しについてそれぞれ規定しており、第6条において、委任について規定しており、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてあります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行すると定めており、経過措置として、令和3年4月1日以降に取得した設備について、本条例を適用することとし、令和4年度の固定資産税を免除することとしてあります。

第3条において、地域経済牽引事業において適用を受ける場合は、これを適用しないとする適用除外規定を定めてあります。

あわせて、大田原市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例について、第6条には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けることができる施設については適用しないと定めてあります。

なお、対象となるのは、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した課税免除の対象となる固定資産税の課税を免除とするもので、この課税免除により、減収となる固定資産税につきましては、当該年度の普通交付税で措置されます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第14号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長(櫻井潤一郎) 以上で当委員会に付託されました案件については、審査は終了いたしました。

これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時54分 散会